（保険業法施行令の一部改正）

第二十五条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第六号中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部改正）

第二十六条　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「幼稚園」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加え、同項第三号中「及び小学校等」を「、小学校等及び幼保連携型認定こども園」に改める。

第八条第一項第十七号中「又は小学校等」を「、小学校等又は幼保連携型認定こども園」に改め、同条第二項第二号中「幼稚園」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

附則第二条第一項第二号ニ中「幼稚園」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

（過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部改正）

第二十七条　過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十一条第一項」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の四の三第二項」に改める。

（中央教育審議会令の一部改正）

第二十八条　中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表初等中等教育分科会の項第一号中「及び特別支援学校」を「、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園」に改める。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第二十九条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「規定する幼稚園」の下に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下単に「幼保連携型認定こども園」という。）」を、「当該幼稚園」の下に「又は当該幼保連携型認定こども園」を加え、同条第二項中「文部科学大臣」の下に「（幼保連携型認定こども園に係る指定にあっては、当該各省各庁の長並びに文部科学大臣及び厚生労働大臣）」を加える。

別表第一の十八の項及び別表第二の一の項中「及び保育所」を「、保育所及び幼保連携型認定こども園」に改める。

別表第三の四の項中

児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち助産施設、乳児院、母子生活支援施設及び保育所の整備	次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十一条第一項に規定する交付金

を

児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設の整備	(一)　助産施設、乳児院及び母子生活支援施設に係るもの	次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十一条第一項に規定する交付金（平第十金）
	(二)　保育所及び幼保連携型認定こども園に係るもの	児童福祉法第五十六条の四の三第二項に規定する交付金

に改める。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正）

第三十条　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項第一号を次のように改める。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（第十九条第二項において単に「国立大学法人」という。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の児童生徒等の災害に係る給付金の支払　当該学校の校長

第四条第五項第二号中「教育委員会」の下に「（幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長）」を加える。

第七条第四号中「同じ。）」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

第十条第二号及び第十六条第二号中「及び幼稚園」を「、幼稚園及び幼保連携型認定こども園」に改める。

第十九条第一項中「教育委員会」の下に「（幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長）」を加え、同条第二項中「国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する」を削る。

附則第五条の見出し中「保育所」を「保育所等」に改め、同条第一項中「、保育所の児童」を「、保育所等（法附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。以下この条において同じ。）の児童（法附則第八条第一項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同項ただし書中「保育所」を「保育所等」に改め、同条第三項中「規定する保育所」を「規定する保育所等」に改め、「、第二号及び第四号」を削り、「保育所」を「保育所等（法附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。以下この条において同じ。）の管理下」と、同項第二号及び第四号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等」に改め、「教育委員会」の下に「（幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長）」を加え、同条第四項中「保育所の」を「保育所等の」に改め、同項第二号中「保育所」を「保育所等」に改める。

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第三十一条　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第一号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」の下に「第三十四条の八、同法第三十四条の十五第一項、第二項及び第七項（これらの規定のうち小規模保育事業に関する部分に限る。）並びに同法」を加え、「第六項及び第七項」を「第十一項及び第十二項（これらの規定のうち児童発達支援センターに関する部分を除く。）」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第五項及び第七項（これらの規定のうち同条第一項の認定を受けた保育所に関する部分に限る。）

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第三十二条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百三十三号の次に次の一号を加える。

四百三十三の二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三十三条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「若しくは同条第九項に規定する家庭的保育事業」を「、同条第九項に規定する家庭的保育事業若しくは同条第十項に規定する小規模保育事業」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園